

知立市瓦屋根改修費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを促進するため、瓦の緊結状況等の調査及び必要に応じて改修を行う者に対し、予算の範囲内において交付する知立市瓦屋根改修費等補助金（以下「補助金」という。）について、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で現に居住の用に供しているものをいう。ただし、国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。
- (2) 瓦屋根 粘土瓦ぶき又はプレスセメント瓦ぶきの屋根をいう。
- (3) 瓦屋根診断 住宅の瓦屋根について、かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士又は瓦屋根診断技士が、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う診断をいう。
- (4) 瓦屋根改修 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していない屋根に対し、全面を告示基準に適合させるために行う工事又はスレート屋根、金属屋根等にふき替える工事をいう。ただし、屋根が強風等で被災し、明らかに告示基準に適合していないと市長が認めたものは、瓦屋根診断を行うことを要しない。
- (5) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

(補助の対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅の所有者（イに掲げる者を除く。）

イ 区分所有された共同住宅の所有者で当該共同住宅の管理組合の合意を得た者

ウ 住宅の居住者で当該住宅の所有者（所有権を有する者が複数ある場合は、当該所有権を有する者全員）の同意を得た者

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助の対象となる住宅は、市内に存する住宅で令和3年12月31日以前にふいた瓦屋根であるものとし、次条第2号に掲げる事業に対する補助を受けようとする場合にあっては、地震に対して安全な構造であり、又は安全な構造となる住宅のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 昭和56年6月1日以降の建築確認がなされたもの

(2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、建築士が耐震診断の結果、耐震性を有することを確認したもの

(3) 前号のものと同等以上の耐震性を備えるための耐震改修が行われるもの

3 同一人が補助金の交付を受けることができる住宅は、同一敷地内につき1棟に限るものとし、用途上過分であるものを除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとし、第6条第2項に規定する交付の決定後に補助対象事業に係る業務委託契約又は工事請負契約を締結し、かつ着手するものとする。

(1) 瓦屋根診断

(2) 瓦屋根改修

(補助金の額)

第5条 補助対象経費、当該経費に対する補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票（所有者と異なる場合は所有者の住民票を含む。）
- (2) 家屋の固定資産課税台帳登録証明書
- (3) 付近見取り図
- (4) 現況写真（対象の住宅及び屋根材が分かるもの）
- (5) 第2条第3号に規定する者を証する書類の写し（瓦屋根診断の場合）
- (6) 瓦屋根診断の結果報告書の写し（瓦屋根改修の場合）
- (7) 対象となる屋根の面積が確認できる図面及び面積表（瓦屋根改修の場合）
- (8) 第3条第2項に規定する耐震性を有することを証する書類（瓦屋根改修の場合）
- (9) 見積書の写し（他の診断または工事と区分されているもの）
- (10) 市税の滞納がないことを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、あらかじめ補助金交付決定変更申請書（様式第3）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定変更通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 瓦屋根診断の結果報告書の写し(瓦屋根診断の場合)
- (4) 工事の施工状況が分かる写真(瓦屋根改修の場合)
- (5) 工事の着手前及び完了後の写真(瓦屋根改修の場合)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定により完了実績報告書を受理した場合において、関係書類を審査のうえ、適正と認めたときは、検査結果通知書(様式第6)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に対して補助金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第8条第2項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかった場合

(5) その他市長が不適當と認める事由が生じた場合

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額
瓦屋根診断	瓦屋根診断に要する費用。	補助対象経費の 3 分の 2 の額とし、2 万 1, 0 0 0 円を限度とする。
瓦屋根改修	瓦屋根改修に要する費用で、当市の他の補助制度による補助を受け、又は受ける予定でないもの。 ただし、屋根の面積に 1 平方メートル当たり 2 万 4, 0 0 0 円を乗じた額を限度とする。	補助対象経費の 1 0 0 分の 2 3 の額とし、2 0 万円を限度とする。